

住民訴訟の結果について（報告1）

嬉野市が被告（被控訴人）となっている民事訴訟について、福岡高等裁判所において令和4年10月7日に判決が言い渡され、原告・被告双方が上告しなかったため、嬉野市の勝訴が確定しましたので、これまでの経過及び結果を報告いたします。

I 佐賀地方裁判所での審理

1 事件番号・事件名

平成31年(行ウ)第2号 損害賠償等請求事件

2 訴状提出・受理日

平成31年3月29日

3 事件の概要

原告は、嬉野市が株式会社嬉野創生機構との間で随意契約により「平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（1工区）業務委託契約」を締結したこと及び同契約の代金支払いについて、財務会計行為である同契約の締結及び代金の支出命令が違法であって、嬉野市が損害又は損失を受けたにもかかわらず、被告が当事者への損害賠償請求、損害賠償命令、不当利得返還請求を怠っているとして、これらの請求又は命令を義務付けるとともに、これらの請求又は命令を怠る事実が違法であると主張するもの。

4 原告

嬉野市民（1名）

5 被告

嬉野市長 村上 大祐

6 訴訟物の価額、貼用印紙額

160万円、1万3千円

7 被告（嬉野市）の主張

①原告の訴えをいずれも却下する又は原告の請求をいずれも棄却する。②訴訟費用は原告の負担とする。との判決を求める。

8 裁判の経過

令和元年6月14日の第1回口頭弁論から令和3年12月17日まで口頭弁論13回

9 判決日

令和4年3月18日

10 判決の主旨

主文

- ① 原告の主張をいずれも棄却する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

当市の主張が全面的に認められる判決が言い渡されました。

II 福岡高等裁判所での審理

1 事件番号・事件名

令和4年(行コ)第24号 損害賠償等請求事件

2 控訴状提出・受理日

令和4年4月1日

3 控訴理由

佐賀地方裁判所平成31年(行ウ)第2号、同3号損害賠償等請求事件(佐賀地方裁判所で審理中に事件が併合されました。)について、令和4年3月18日に言い渡された判決が不服であるとして控訴。原判決を取消し、1審の請求を認めさせる判決を求めるもの。

4 控訴人(原告)

嬉野市民(1名)

5 被控訴人(被告)

嬉野市長 村上 大祐

6 訴訟物の価額、貼用印紙額

320万円、3万1,500円(平成31年(行ウ)第2号及び3号を合わせた額)

7 被控訴人(被告)(嬉野市)の主張

①本状控訴を棄却する。②訴訟費用は控訴人の負担とする。との判決を求める。

8 裁判の経過

令和4年7月8日の第1回口頭弁論で結審

9 判決日

令和4年10月7日

10 判決の主旨

主文

- ① 本件控訴を棄却する。
- ② 訴訟費用は控訴人の負担とする。

1審の判断を支持し、当市の主張が全面的に認められる判決を命じました。